

馬頭最終処分場は、ハード・ソフト両面にわたる
多重安全システムを構築するとともに、
総合的なリスク管理を行うことにより、
「安全で安心できる最終処分場」を目指します。

今後の事業の進め方

県では、今後とも、より多くの住民の皆さんの御理解・御協力をいただきながら、「多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場」の1日も早い完成に向け、着実に事業を進めていきたいと考えています。

最終処分場の用地取得

馬頭最終処分場の早期完成と北沢地区の不法投棄物の早期撤去に向け、事業用地の取得を進めてまいります。

相談窓口の設置

馬頭最終処分場に関して、住民の皆さんの御質問に答えたり、御意見などをお伺いするため、相談窓口の開設について検討してまいります。

那珂川町の地域振興策への支援

町と県の関係課で構成する「那珂川町地域整備推進連絡会議」を設置し、町や地元から要望をいただいている地域振興策への支援について、検討してまいります。

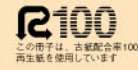
お問い合わせ先

- 栃木県 生活環境部 環境局 馬頭処分場整備室 TEL.028-623-3227 FAX.028-623-3113
e-mail : bato@pref.tochigi.jp
- 那 珂 川 町 環 境 整 備 対 策 室 TEL.0287-92-1110

発 行

- 栃木県 生活環境部 環境局 馬頭処分場整備室 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL.028-623-3227
【URL】 <http://www.pref.tochigi.jp/bato/keikaku/batou/batou.html>
- 財団法人 栃木県環境保全公社 〒320-0043 宇都宮市桜2-2-28 TEL.028-622-7654

(平成18年11月発行)



第 5 号

Green Life
グリーン・ライフ

～快適で安全な暮らしのために～

なかがわ

馬頭最終処分場基本設計及び
事業実施のための環境影響評価書を
決定しました。

本号では、これらの案についていただいた御意見及び県の見解を紹介します。

基本設計(案)に関する意見

県では、「馬頭最終処分場基本計画」(平成17年3月)に基づき、
基本設計と事業実施のための環境影響評価を進めてきました。
去る9月には、これらの案を取りまとめ、
縦覧を行い御意見を募集しましたところ、次のとおり御意見をいただきました。

意見の提出状況

- 提出期間 平成18年9月19日(火)～10月18日(水)
- 提出者数 18名(グループでいただいた意見も1名として計上しています。)
- 提出数及び提出方法 電子メール13通、ファクシミリ5通、郵送1通、持参1通(延べ20通)
- 縦覧者数 12名

県では、いただいた御意見について、「基本設計(案)に関する意見」、「環境影響評価書(案)に関する意見」、「その他の意見」ごとに、県としての見解を取りまとめたうえで、「馬頭最終処分場基本設計」及び「事業実施のための環境影響評価書」を決定しました。本号では、いただいた御意見と県の見解を紹介いたします。

なお、「馬頭最終処分場基本設計」及び「事業実施のための環境影響評価書」については、次の場所で御覧いただけるほか、「基本設計概要版」及び「環境影響評価書のあらまし」については、県のホームページで御覧いただけます。

閲覧場所

栃木県生活環境部環境局馬頭処分場整備室(栃木県合同庁舎4階)
那珂川町環境整備対策室(那珂川町役場2階)

馬頭最終処分場に関するホームページについて

県では、馬頭最終処分場に関するホームページを開設しています。
下記のホームページアドレスで、ご覧いただけます。

馬頭最終処分場ホームページ
URL

<http://www.pref.tochigi.jp/bato/keikaku/batou/batou.html>

No.	意見等の要旨	県の見解
1	処分場には、産廃だけでなく、一廃も入れることを考えていると説明があったが、これは重大な方針転換である。広域行政組合から一廃の焼却灰を入れて欲しいとの要請があったというが、いつ、どのような形で提出されたのか。また、それについて、どのような検討が行われたのか。	馬頭最終処分場においては、北沢不法投棄物のほか、県内から排出される管理型廃棄物を受け入れることとしています。 一般廃棄物の焼却灰の受け入れについては、南那須地区広域行政事務組合から要望をいただいておりますので、今後、対応を検討してまいります。
2	馬頭最終処分場基本設計(案)では、安全な処分場とはいえず、かつコスト面からも採算性が疑われる。	馬頭最終処分場では、ハード・ソフト両面から多重安全システムを構築するとともに、総合的なリスク管理を行うことにより、安全性を十分確保できると考えています。 また、処分場の建設から稼働後の管理運営まで、コスト面にも十分配慮しながら事業を進めてまいります。
3	この基本設計は、技術的にも時代遅れで、将来的にも周辺大気環境や地下水を汚染する恐れが大きい。 廃棄物の資源化が可能となる次の時代まで、やむなく廃棄物を一時保管するという理念で、クローズド(閉鎖)型の安全な処理施設を地下水汚染の恐れのない地域・場所に建設することが望ましい。	適地性を判断するための環境影響評価の結果、建設地は、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の設置が可能であると判断しました。 また、馬頭最終処分場は、北沢不法投棄物及び県内から排出される管理型廃棄物を受け入れることとしていますので、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場として、多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場を整備します。
4	不織布、遮水シート、ベントナイト改良土層などの構造で何年間の安全が保証されるのか。	馬頭最終処分場では、国の構造基準を上回る遮水システムを採用しており、浸出水が法令に適合する状態となり、処分場が廃止されるまで、十分な安全性が確保されと考えています。
5	遮水システムの耐用年数を何年と試算、もしくは推定しているのか。その具体的根拠は何か。 遮水システムの耐用年数経過後の処置はどのように考えているか。	
6	付替河川吐出口、覆土置場下流沢出口、調整池吐出口の合流域は、どのように考えているのか。また、土砂の堆積や浸食はどう考えているのか。	付替河川は、多自然型河川として整備しますが、備中沢流域からの出水や土砂の流出も考慮した設計としており、また、適切な維持管理を行います。
7	工事施工における外来種の持ち込み、工事法面等への外来種播種など、外来種の移入排除について検討したのか。	法面の緑化等に当たっては、周辺の植生に十分配慮するとともに、できる限り在来種の使用を検討してまいります。
8	直線化した付替河川の設置は時代錯誤である。河床に段差、護岸に緩斜面を施しても健全な生態系は甦らない。できる限り自然を模倣する工法が望まれる。	付替河川は、水生生物の生息に適した環境となるよう、水の流れに変化を持たせるなど、多自然型河川として整備します。
9	適地性アセス時点と比較して、施設区域が東及び南へ拡張している。	現地の地形測量や地質調査の結果、建設地の地形を最大限活用し、できる限り改変面積を少なくすることに配慮するなど、効率的な施設配置を行いました。

No.	意見等の要旨	県の見解
10	適地性アセス時点には提示のなかった北西方向の搬入路が新設されたが、その選定根拠が見あたらない。	搬入道路は、基本計画における道路計画の基本方針に基づき、現地の地形等を考慮するなど総合的な視点から検討するとともに、那珂川町とも協議を重ねた結果、町道小倉・梅平線等を基本とするルートを選定いたしました。
11	これまでの説明会において、「和見～梅平間の搬入道路について、和見と小口の生活環境を考慮し反対方向へ抜けさせる」と説明していたが、車両を確実に往復させないようにする具体的な方法とはどのようなものか。	廃棄物の搬入車両の運行については、一定時間に集中しないよう、また走行方向の分散を図れるよう、運行管理を行うこととしています。このため、運搬管理マニュアルを整備し、運転者への教育を徹底します。
12	今回の基本設計において埋立期間が12年に変わっており、住民に何の相談も無く変更されるようなものなら、このような計画は受け入れられない。その根拠を示して欲しい。また、最大、何年まで延長されるのか示して欲しい。	馬頭最終処分場では、北沢不法投棄物のほか、県内から排出される管理型廃棄物を受け入れることとしています。 このうち、県内から排出される管理型廃棄物の受入量は、基本計画の時点では「栃木県廃棄物処理計画」(平成14年3月)における最終処分量の見込みから年間約6万m ³ としていましたが、同計画が平成18年3月に改定され、最終処分量の見込みが年間約5万m ³ となったことから、10年程度としていた埋立期間を12年程度とさせていただきます。
13	県自らが指定した県立自然公園内に最終処分場を建設することはおかしい。	適地性を判断するための環境影響評価の結果、建設地は、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の設置が可能であると判断しました。 また、馬頭最終処分場は、建設地周辺の自然環境を活かしながら、自然との調和が図れるような施設づくりを目指します。
14	備中沢を適地と判断する前に、他の場所との比較検討は十分にしたのか。	候補地として挙げられた備中沢地区について、適地性を判断するための環境影響評価を実施した結果、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の設置が可能であると判断しました。
15	河川改修における湿原再現への取り組みと比べて、県は時代に逆行していないか。備中沢は水源であり、多くの生命が息づく場所であり、局所、局所で単体で成り立っているのではなく、人間が考えた浅い疎かな対処で機能できるほど、自然は単純ではない。	付替河川は、水生生物の生息に適した環境となるよう、水の流れに変化を持たせるなど、多自然型河川として整備します。 また、馬頭最終処分場は、建設地周辺の自然環境を活かしながら、自然との調和が図れるような施設づくりを目指します。
16	基本計画の中に事業開始年度が入っていないが、このような基本計画はない。これでは事業アセスの措置を、どの年度にどのように行うことになるのかが不明である。	最終処分場の早期完成及び北沢地区の不法投棄物の早期撤去に向け、できる限り早い時期に着工したいと考えています。 また、環境影響評価で検討した環境保全措置については、建設工事の進捗状況に合わせて、適切な時期に実施します。

No.	意見等の要旨	県の見解
17	処分場計画の不法投棄物量は、基本計画、それに続く事業アセスに反映されるから、当然、見直す必要がある。	平成12年に実施した不法投棄地の詳細調査の結果、不法投棄物と周辺の汚染土壌等を合わせて撤去が必要な量を約5.1万m ³ と推定し、基本設計及び環境影響評価を実施しています。
18	今まで「できるだけ小さい処分場を作る」と言ってきた責任を自覚すべきである。	北沢地区の不法投棄物を適正に撤去するための費用や多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場の建設費を考慮すると、埋立容量は約80万m ³ となります。
19	供用が開始されていない処分場で法面が崩壊していたことがあったが、この現実の事故に照らし合わせての評価をしているのか。	埋立地内部の法面については、安定勾配として加え、遮水工の施工に当たっては、あらかじめ基礎地盤を修正し、湧水が確認された箇所には平面排水材を設置するなど、適切に施工管理、維持管理を行います。
20	処分場ができると産廃の大型トラックが何度も往復するようになるが、学校、幼稚園があり、通学路にもなっていて非常に危険である。	廃棄物の搬入車両には、安全運転を徹底させます。また、廃棄物の搬入は、登校時間を避けるように十分配慮します。 さらに、交通事故対策、運転者教育等のマニュアルを整備し、運転者への教育を徹底することで事故防止に努めます。
21	計画では、時間雨量、日雨量、さらに1週間雨量について、どこまで貯水池などで対応できることとなっているのか。時間雨量70ミリを超えることもあるが、その程度の雨量に対応できなければ、処分場の安定性は確保されない。	設計基準に準拠して30年確率降雨強度を設定し、雨水対策を検討しており、防災調整池は、雨水が一挙に備中沢に流入しないよう、十分な容量を確保しています。 また、埋立地内に降った雨水は浸出水となることから、安全に浸出水を貯留・処理できるよう、浸出水貯留槽の容量や浸出水処理施設の処理能力を十分確保しています。
22	不法投棄物の撤去費用は、約13億円とのことであるが、不法投棄物の詳細調査から5年、整合性のある明確な試算が示されていない。	基本設計では、平成12年に実施した不法投棄地の詳細調査の結果に基づき、不法投棄物撤去計画を作成しました。
23	北沢の不法投棄物の撤去費用に馬頭に予定されている処分場経営からの利益を当てると説明しているが、採算(収支見通し)について信頼すべき根拠が見当たらない。本当に撤去費用を賄えるのか。	北沢地区の不法投棄物を適正に撤去するための費用や多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場の建設費等は、廃棄物処理料金を充てることとしていますので、処分場の建設から稼働後の運営管理まで、コスト面にも十分配慮しながら事業を進めます。
24	ダイオキシン類、有害金属などは化学的に安定な物質であり、何年たっても無害化するものではない。地下水集排水管から吐出される水はどのように監視し、処理されるのか。また基礎地盤に浸透する水のモニタリングはどうなっているのか。	国の構造基準を上回る多重のバックアップ機能を備えた遮水システムにより、浸出水が基礎地盤に達することはないと考えていますが、基礎地盤に設置する地下水集排水管及び埋立地周辺の地下水のモニタリングを実施し、地下水の安全性を監視します。

No.	意見等の要旨	県の見解
25	元の備中沢の川床が産廃埋設場所に取り込まれてはならないと考える（付替後、洪水時の水の挙動の事例を見れば分ること）。	備中沢の一部を埋立地とすることから、現備中沢の流下能力を勘案し、沢筋に地下水集排水管を設置することにより、遮水工や貯留構造物への地下水の影響を回避し、安定性を確保します。
26	受入管理、情報公開、住民監視システムについては、公平な真に住民の側に立った運営が必要と考える。	馬頭最終処分場の多重安全システムでは、ハード面だけではなく、ソフト面での安全対策を重視することとしています。 このため、受入管理、埋立管理、情報公開などを適切に実施することはもちろんのこと、住民による監視システムを導入し、住民の皆さんに処分場の管理運営に参加いただいたり、廃棄物の搬入や埋立を監視できるようにします。
27	法で定められていない有害物、また未知の有害物質の検出に役立つと考えられるので、排水、放流水などのモニタリングに是非生物学的手法を加えていただきたい。	国の構造基準を上回る遮水システムと飲料水レベルまで浄化できる水処理システムにより、処理水の安全性は確保されますが、さらに、放流水や地下水のモニタリングを実施することにより、周辺環境への影響を監視します。
28	「馬頭最終処分場基本設計書（案）」については、以前からの住民の声がまるで反映されていない。	基本設計にあたりましては、これまで説明会などで皆さんからいただいた御意見や御要望を踏まえて、多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場を設計しています。
29	県には「万が一事故が発生した時でも、生ずる危険の最小化を図ること」に対する視点が欠落している。	馬頭最終処分場では、廃棄物の処理に沿ってリスクをあらかじめ想定し、これらのリスクの最小限化を図れるよう、ハード・ソフト両面の多重安全システムを構築して、適切なリスク管理を行います。
30	環境アセスと測量、ボーリング工事などの同時進行に対して抗議する。少なくともアセスの評価が決定するまでは、アセス範囲内における改変行為、及び環境に影響を与えられる行為は慎まなければならない。ハチクマ営巣木直下の立木へのマーキングや沢筋の倒木の切断、シノ（アズマネザサ）の刈り込み、立木の伐採などは動植物にとっての影響を無視した行為である。	基本設計においては、適切な施設の配置や構造を検討するため、現地の地形や地質を把握することが不可欠であることから、必要最小限の範囲で草刈等を行い、測量や地質調査を実施したものです。
31	遮水シート破損検知システムの具体的な方法とその効果及び検知システムが機能しなくなった場合の処置についてどのような方策を考えているのか。	遮水シート破損検知システムには、大別して電気式と物理式があります。 また、馬頭最終処分場では、万が一、遮水シートが破損した場合でも、遮水シート修復システムや遮水シートの下部に設置する漏水検知集排水管、さらには、不透水性のベントナイト改良土層などの多重のバックアップ機能により、浸出水の漏水の防止や検知が可能です。

No.	意見等の要旨	県の見解
32	漏水検知集排水管で検知された場合の処置と集排水管が破断した場合の修復措置等について示すこと。	国の構造基準である二重の遮水シートに加え、遮水シート修復システムにより、浸出水の漏水はないと考えていますが、万が一、漏水検知集排水管により漏水が確認された場合は、状況に応じて適切な措置を講じます。 さらに、不透水性のベントナイト改良土層により漏水は止められることから、地下水への影響はないと考えています。
33	自己修復性シートの材質とその修復原理及び有効性について示すこと。自己修復ができない場合の修復措置について示すこと。	自己修復性シートは、遮水シートのバックアップ機能として二重の遮水シートの間に設置するもので、万が一、遮水シートが破損した場合、自己修復機能により直ちに破損箇所の修復を行うものです。 例えば、ベントナイトシートや水膨潤性不織布は、水分に触れて膨潤することにより、破損箇所を塞ぐことができます。
34	埋立地について、将来的に有害系廃棄物からの有害物質の浸出等が発生した場合の掘削除去及び無害化処理の方法について示すこと。	廃棄物の受け入れに当たっては、事前審査、搬入管理、展開検査などの一連の審査を行い、受入基準に適合しない廃棄物の混入を防止します。 また、浸出水の処理については、より安全な処理水とするため、一般的な水処理に加え、逆浸透膜処理を含めた高度処理工程を導入するほか、放流水や地下水のモニタリングを実施することにより、安全性を確保します。
35	遮水構造部そのものが基礎地盤の地盤沈下（不等沈下等）や埋立物の重量による圧密沈下、若しくは地下水圧等により破断の可能性について、どのように考えているのか。	地質調査等の結果、埋立地を設置する場所の基礎地盤は、十分な安定性を有しており、不等沈下や埋立物による圧密沈下の可能性はないと判断しています。 また、遮水工下部の現備中沢筋には、地下集排水管を設置しますので、遮水工への地下水の影響は回避できると考えています。
36	基礎地盤の圧密沈下の可能性の予測と、地盤改良の有無及びその根拠は。	
37	地下水集排水管の目詰まりや不等沈下等による破断の可能性とそれに対する処置について具体的に示すこと。	遮水工の下部に設ける地下水集排水管は、集排水機能を高めるため有孔管を碎石等で巻きたたてた構造とします。 また、地質調査等の結果、埋立地を設置する場所の基礎地盤は、十分な安定性を有しており、不等沈下や埋立物による圧密沈下の可能性はないと判断しています。
38	保護土の種類と土質（物理的性状及び粒子径等）及びその入手先について示すこと。	埋立作業中の重機等による遮水シートの破損を防ぐため、埋立開始前に埋立地底面及び法面に保護土等を敷設します。 保護土として、現地で発生する凝灰質砂岩（ss）を角レキなどが混入しないように十分に圧砕調整したうえで使用します。

No.	意見等の要旨	県の見解
39	遮水シートの接着接続固定方法と不等沈下や圧密・引っ張り等に対する強度の保持についての物理的性能データを示すこと。	遮水シートについては、シート及び接合部の遮水性が十分であることや、埋立廃棄物などの荷重に十分耐えられる強度を有することなどが求められますので、今後、馬頭最終処分場の遮水システムに適した遮水シートの選定や接合方法等を検討していきます。
40	処分場内雨水の集排水方法と不等沈下等による破損に対する保護方法及び修復方法について示すこと。	埋立地内に降った雨水を廃棄物と接触させずに埋立地外へ排水するため、法面の小段に雨水集排水溝を設置します。また、廃棄物の埋立は、区画埋立方式によることとし、埋立地内に降った雨水を効率的に排水します。 なお、地質調査等の結果、埋立地を設置する場所の基礎地盤は、十分な安定性を有しており、不等沈下や埋立物による圧密沈下の可能性はないと判断しています。
41	浸出水集排水管の目詰まり対策と不等沈下等による破断・破損の際の修復方法と集排水不能になった場合の措置について示すこと。	浸出水集排水管は、目詰まりを防止するため栗石等の被覆材を組み合わせる埋設します。さらに目詰まりによるフィルター機能の低下を防止するため、被覆材を保護土の上面より高く積み上げます。 また、地質調査等の結果、埋立地を設置する場所の基礎地盤は、十分な安定性を有しており、不等沈下や埋立物による圧密沈下の可能性はないと判断しています。
42	多量降雨時の場内貯留方法と処理能力を超過する場合の処置について示すこと。	埋立地内に降った雨水を効率的に排水し、浸出水の量を低減するため、区画埋立方式により廃棄物の埋立を行います。 また、安全に浸出水を貯留・処理できるよう、浸出水貯留槽の容量や浸出水処理施設の処理能力を十分確保しています。
43	受入時の搬入廃棄物の検査方法と瞬時に結果が出ない有害物質の混入のチェック方法について示すこと。	廃棄物の受け入れにあたっては、事前審査、搬入管理、展開検査などの一連の審査を行い、受入基準に適合しない廃棄物の混入を防止します。 事前審査では、立入検査や有害物質の使用状況調査など、搬入管理では、マニフェストの確認や目視による検査など、また、必要に応じて展開検査による受入基準外の廃棄物の混入チェック、抜き打ちによる廃棄物の分析検査などを実施することとしています。
44	受け入れる廃棄物に含まれる可能性がある有害物の種類と、人及び周囲の動植物への“作用”を明らかにして欲しい。	
45	掘削した不法投棄物の飛散防止及び揮発性物質の揮散対策について示すこと。	不法投棄物の撤去工事にあたっては、不法投棄地内の水質や発生ガス、投棄物の性状確認などの事前調査を行い、周辺環境に影響のないように、不法投棄物の掘削や運搬などの作業を行います。

No.	意見等の要旨	県の見解
46	前処理の具体的な方法とその施設の諸元及び性能等について示すこと。	北沢不法投棄物は、2年間で撤去、処理することとしており、前処理施設では、北沢不法投棄物を馬頭最終処分場の埋立基準に適合させるため、乾燥や分別、破碎などの前処理を行います。 なお、不法投棄物の撤去工事に先立ち、前処理施設の設計に必要な投棄物の性状確認などの事前調査を行うこととしています。
47	前処理施設での二次公害若しくは爆発火災等の発生の可能性とその防止対策について示すこと。	
48	廃棄物の種類別の分別埋立方法を行わない理由について示すこと。	廃棄物の受け入れにあたっては、事前審査、搬入管理、展開検査などの一連の審査を行い、受入基準に適合しない廃棄物の混入を防止します。
49	将来的に有害系廃棄物からの有害物質の浸出等が発生した場合の掘削除去及び無害化処理の方法について示すこと。	

環境影響評価書（案）に関する意見

①大気質

No.	意見等の要旨	県の見解
1	廃棄物搬入車両の走行中に焼却灰や有害物質が飛散しないという保証はあるのか。	搬入車両の積荷に覆いを設置するなど、運搬物が飛散しないようにします。
2	廃棄物搬入車両の排気ガスによる健康被害も考えられるが、今までのようなきれいな空気は保証されるのか。	搬入車両及び工事用車両の走行に伴って発生する排出ガスによる影響は、いずれも環境基準を下回ると予測され、生活環境に対する影響は小さいと考えています。
3	大気質について個々に挙げられた以外の有害ガスの発生はないか。また、特に埋立終了後において有害ガス・粉塵の発生はないか。	予測・評価は、管理型処分場の標準的な評価項目である粉じん、NO ₂ 、SPMについて実施しています。 また、埋立終了後も、埋立地が安定化するまでは発生ガスについて定期的にモニタリング調査を実施する計画であり、周辺に影響を及ぼすことがないように十分留意してまいります。
4	搬入の際の展開時や埋立時に焼却灰等の飛散の有無及びその影響（飛散範囲等）について予測しているのか。また、飛散防止対策について具体的に示すこと。	埋立作業中に発生する粉じんの影響について予測を行っており、環境基準等との整合が図られていると評価しています。 さらに、徹底した散水を実施する、強風時には埋立作業を中断する、即日覆土を実施するなどの飛散防止に努めてまいります。
5	計画地内の立木などが伐採され、処分場が設置されることにより、気流の変化が起こることに関する評価が全くなされていない。	評価項目は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて選定しています。 本事業では、環境への影響に配慮し、埋立地の周辺に里山保全ゾーンを配置する計画としていることから、風向・風速に影響が及ぶことはないと考えています。

②水質・水象

No.	意見等の要旨	県の見解
6	計画地の下流には、町の上水道水源がある。アセスメントによると地下水脈は備中沢よりその方向へ流れていないとしているが、昔の河川の流れを加味しておらず、また、以前提出した文献にある調査方法も採用していない。地下水の流れは簡単に分かるものではないので、水源地の上流に処分場は造ってはいけない。	那珂川町の上水道水源につきましては、これまでの諸調査の結果から、計画地とは別の水源であると判断しています。
7	計画地周辺の地下水位より計画地内の地下水位が高いが、備中沢の付け替え、盛土など大幅に地形を改変することにより地下水位及び水脈に変化が起こることが予測されるが、どのような評価及び対策を行うのか。	地下水位まで達する改変は行わないため、地下水位及び地下水脈の変化は小さいものと予測しています。
8	温泉の水脈との係わりについて調査が必要である。	事業実施区域の西側に温泉がありますが、井戸の深さは1,000mを超える深いものと7mというごく浅いものであり、地下水位等の状況から、いずれも事業実施区域の地下水脈とは異なるものと考えられます。

No.	意見等の要旨	県の見解
9	地下水涵養のための環境保全措置として地形の改変を最小限にとどめるとあるが、現況地形をいかすことなく東側の山を半分に削り、河川を付け替えるほどの改変を行っており、最小限とはいえない。 また、覆土置き場が計画地内にあり、地下水の涵養にならない構造で、評価は不適である。	本事業では、備中沢の一部を埋立地とすることから、現備中沢の付け替えを行い、また、覆土仮置場は、覆土作業の効率性を考慮して配置しています。そのうえで、事業実施区域における改変面積が最小限となるよう配慮しています。 さらに、覆土仮置場の造成法面の早期緑化等により、地下水涵養等に努めてまいります。
10	処分場からの浸出水は「飲料水レベルまで浄化」と書かれているが、それは永久に保障され、小口川及び那珂川への影響は永久に無いと言えるのか。	浸出水は、埋立終了後も処分場が廃止されるまで継続して処理します。 なお、処分場の廃止は、浸出水の水質が法令等に定める基準に適合する状態になった後となります。

③騒音

No.	意見等の要旨	県の見解
11	和見小学校の騒音・振動に関しては、現在でも環境基準を超えているのであるから、たとえわずかでも工事車両、搬入車両による環境悪化につながる行為は回避されるべきである。環境保全措置を行っても環境悪化は避けられない。	和見小学校付近の主要地方道那須・黒羽・茂木線は、現道が狭く、現況で環境基準を上回っている時間帯もあります。 しかし、事業実施による増加分はわずかであり、生活環境を悪化させることはないと考えています。

④動物・植物・生態系

No.	意見等の要旨	県の見解
12	備中沢は県自らが定めた県立自然公園に位置し、事業アセスメントの結果によっても、100種以上の貴重種が確認されているにもかかわらず、備中沢一体が優れた自然環境を有する場所であるという認識がない。処分場の計画は中止し、保全措置を取るべきである。 また、ある処分場では移植したものはほぼ全滅したと聞いており、県は参考とすべきである。	動植物の貴重種や生態系の注目種については、影響があると予測された種を対象に回避、低減、代償の順序で環境保全措置を検討しており、代償的措置を行う場合は、モニタリングをしながら順応的管理を行うこととしています。 なお、モニタリングの具体的な内容等は今後専門家の意見を踏まえ計画していくとともに、結果について公表することとしています。
13	どんなに優れた設計にしようと、環境に配慮したとする対策を講じようと、現在の生態系を成立させ、多くの希少な動植物を生存させている一つの谷を、「埋め立て」という行為で潰す限り、「備中沢処分場計画は、生態系破壊、希少動植物の地域個体群の絶滅をもたらす計画」である。	
14	100種以上の貴重種が存在するのだから評価は慎重に行うべきであり、環境保全措置を講じることで影響がないという評価は間違いである。環境省、大学などの研究機関などに正否を仰ぐべきである。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。 処分場の建設にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全措置を実施するなど、できる限り影響を回避・低減してまいります。

No.	意見等の要旨	県の見解
15	県内でも極めて稀にしか確認されていない動植物が多く見ついていることは、備中沢の環境の良好さを証明するものである。105種類の希少種が存在することは栃木県の誇りであり、県立自然公園の特別地域への格上げについて自然環境審議会で審議すべきである。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。 また、建設予定地は県立自然公園内であることから、建設にあたっては、「里山保全ゾーン」や「水辺空間ゾーン」を設け、自然との調和が図れるような施設づくりに努めてまいります。
16	対象がレッドデータブック等に記載されているものに限られており、備中沢の特殊な環境に生息するもの、県内の生息地域として確認されていなかった種が確認されたことなどへの配慮、評価、対策がない。	環境省や栃木県のレッドデータブック等に掲載された動植物を貴重種とし、生態系では上位性や典型性、特殊性の視点から注目種を選定し、評価を行っています。 これらの貴重種や注目種の生息環境にも配慮することにより、周辺に生息する他の生物の配慮にもつながるものと考えます。
17	湿地や池、休耕地が消失することで、様々な動植物への影響が懸念される。	湿地や休耕地の一部が改変されますが、付替河川などに同様の環境を創出するという環境保全措置を講じることにより、影響は低減されると考えます。
18	備中沢の東西斜面が消失することで、様々な植物・群落等が消滅し、動物の生息域等が破壊される。	貴重種、注目種の生育・生息環境に対する影響については、環境保全措置を実施し、回避、低減してまいります。 また、付替河川の整備にあたっては、備中沢の環境をできるだけ再現した「水辺空間ゾーン」として保全します。
19	水辺空間ゾーンの上下流に、これまで備中沢には存在しなかった大きな開口面をもった開水面域が出現し、水位の落ち着かない止水域を形成することから、水生昆虫から鳥類に至る生態系が一変する。	備中沢上流については、代償的措置として、現備中沢の環境と同様の環境を創出するため、池と湿地とを合わせた環境を整備します。 また、備中沢下流の防災調整池の水位の変動については、生態系への影響は少ないと考えます。
20	下流に遊歩道を設置しているが、水、光の環境を急変させ、植生、昆虫、生態系全体に激変をもたらす、この地域に生息するヤマドリやサンコウチョウなどを放逐させるものである。	管理用道路（遊歩道）の設置にあたっては、自然環境に配慮し、改変を最小限にとどめます。
21	今回の現況調査の結果のみでは、事業実施区域の生息種をほぼ把握したとはいえない。十分な調査を実施すれば、国や県のレッドデータブックに記載されている種がさらに確認されることは、資料や文献、聞き取りなどにより明らかである。例えば、栃木県のレッドデータブックの要注目種として記載されているスジボソコシトハナバチは住民アセスメントで存在が確認されているが、本評価書（案）においては記載されていない。 従って、限定的なデータだけで評価を行っている本評価書（案）は信頼性を著しく損なっているといえる。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。 処分場の建設にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全措置を実施するなど、できる限り影響を回避・低減してまいります。 なお、貴重種等が新たに確認された場合は、適切な環境保全措置を検討することとしています。
22	付替河川に五ヶ所に及び段差堰を設置することは、長期間幼虫で生活する種の根絶につながるものである。	付替河川においては、生物の移動ができるよう緩やかな勾配で連続性のある落差工を設置します。

No.	意見等の要旨	県の見解
23	チョウトンボ等の生息する池は改変されるのか。改変されなくとも水位の変化をもたらす、生息環境を悪化させ、絶滅させるおそれがある。	チョウトンボ等が確認された池については改変区域ではないので、生息環境は維持されると考えます。
24	適地性アセスメントではアオモンイトトンボが記載されていたが、事業アセスメントでは記載がなくなっている。専門家の再調査が必要である。	適地性アセスメントにおいて記載されていたアオモンイトトンボについては、調査結果を見直した結果、「Ischnuraの一種」が適当であると判断して、種名を変更しています。 また、事業アセスメントではアオモンイトトンボは確認されていません。 なお、貴重種等が新たに確認された場合は、適切な環境保全措置を検討することとしています。
25	調査区域内にはギンヤンマの生息域が点在するにもかかわらず最終的には削除されている。	現地調査ではギンヤンマは確認しておりませんが、クロスジギンヤンマを確認しています。
26	ハッチョウトンボが確認されているが、一過性確認のまま、年度を変えて追認をしていない。	ハッチョウトンボの確認位置は調査範囲外の水田であり、事業実施区域内では確認されていないことから、影響はないと判断しました。
27	ヒガシカワトンボ、ニシカワトンボの2種が確認されているが、この2種は同定分別が極めて困難な種である。また、「トンボ成虫・幼虫検索大図鑑」（北海道大学）によればこの2種が混合して生息することは極めて稀とされている。住民はこれを規範としてヒガシカワトンボと同定したが、本評価書の調査のとおり2種の混合域であれば極めて貴重な調査結果であり、これを無視しての評価書は意味を成さない。専門家の再調査が必要である。	ニシカワトンボは、適地性アセスメントにおいて、幼虫を同定して記載しましたが、幼虫では、ニシカワトンボ、ヒガシカワトンボ、オオカワトンボの三者は「産地を伏せると形態的特徴で分けることは難しい」とされています。 事業アセスメントの調査ではヒガシカワトンボの成虫は確認していますが、ニシカワトンボは確認していません。このことから、備中沢では、ヒガシカワトンボが生息しているものと考えます。
28	住民は、評価書（案）に記載のないヒメアカネをはじめ、本州に生息する赤とんぼ10種のうち8種の存在を確認している。また、評価書（案）では直接改変区域外で確認しただけであるため評価していないトラフトンボについても、完全同定に至らないまでも施設予定地内の飛翔を確認している。 こうした種が評価の対象にならず、生息環境がさらに狭くなることに疑問がある。	ヒメアカネは調査で確認されていませんが、類似した環境に生息するトラフトンボやチョウトンボが確認された池については改変区域ではないので、生息環境は維持される考えます。
29	備中沢や施設立地のごく近接地に絶滅危惧種が10種も存在するにもかかわらず、なぜムカシヤンマのみを評価対象としたかの記述がなく、河川の構造や地形の変化、植生の変化が生息へ与える影響をどう考えたのかわからない。 また、ムカシヤンマの環境保全措置として記載されている幼虫の生息環境を人為的に創出することは可能なのか。	評価については、貴重種のうち改変により影響を受けるものを対象としています。 なお、ムカシヤンマについては、その特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質）から生態系の注目種として選定したものです。ムカシヤンマの保全措置としては、低減措置として濁水の影響を軽減させるほか、代償措置として生息に適した水辺環境を創出して移殖することを計画しています。

No.	意見等の要旨	県の見解
30	多数のトンボ目の種が存在することは備中沢の自然環境の多様性を象徴しているといえる。水環境だけをとりとめても止水域、流水域の深浅瀬ト口、水質の清濁、底質の変化の結果であり、加えて光環境の、植生の変化あってこそその棲息である。このようなことから、多様性を破壊する地形改変は容認できない。	備中沢の一部は付け替えることとなりますが、水の流れに変化をもたせて、水生生物の生息に適した環境を創出するなど、現備中沢の環境をできるだけ再現したいと考えています。
31	未同定種があるにもかかわらず、未評価である。	種名まで判明していないものについては「○○の一種」と記述しています。これらは未同定であるため、予測・評価の対象とはしていません。
32	カエル類の確認が成体、幼体とのみ記されているが、カエル類は繁殖産卵地域から水辺を経て広範な樹木林床を要するものであり、保全の基本は産卵場そのものである。その記録もなく評価をしたとはいえない。	卵塊の確認についても評価書には記載されており、これらを踏まえたくて予測・評価を行っています。
33	アカガエル類は激減しており、保全が必要であるが、評価の対象となっていない。 施設設置予定地域内は流域最大の産卵域であるが、保全の方策が検討されていない。	アカガエル科では、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエルについて評価を行っています。 現地調査では、アカガエル類の産卵場は、改変区域外である下流の備中沢沿いで多く確認されており、産卵場に与える影響は少ないと予測しています。 産卵場については、環境保全措置として、現況の生息環境と同様な水辺を整備する計画としています。
34	ハチクマは人間が近づくだけで警戒するので、低騒音型重機の使用により、繁殖行動への影響が回避、低減できるとは考えられず、営巣をやめることになる。実例があるのなら、それを示して欲しい。 また、第三者である専門家の意見も聞きたい。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。 ハチクマについては、低騒音型重機の使用のほか、営巣期にモニタリング調査を行い、営巣に影響を及ぼすおそれのある地域で人間の活動が可能な限り見えない措置を講じるなど、必要に応じて工事の一時中断を含めた環境保全措置を実施します。
35	猛禽類に関しては、低減措置の一つとして営巣に影響を及ぼす兆候が見られた場合には工事計画を見直す、と記述されているが、環境改変やゴミ搬入等による生息への悪影響については触れられていない。 また、建設予定地内又は近接地に営巣した場合の対策について触れられていない。	建設予定地内や近接地に営巣を確認した場合には、繁殖モニタリング調査を実施し、環境改変や廃棄物の搬入により繁殖に影響を及ぼすおそれのある場合には、必要に応じて工事の一時中断を含めた環境保全措置を実施します。
36	マエグロハネナガウナカは栃木県のレッドリストにおいて情報不足とされており、きわめて記録の少ない希な種であるから再調査及び追跡調査が必要である。生態も良く分かっていないこのような種の存在に対しては、回避、低減、代償のいずれの措置も取れないものと考ええる。	県のレッドデータブックで情報不足とされた種の生態を環境影響評価の中で解明しようとするのは現実的に困難ですが、現地調査の結果や既往の知見から影響はないと判断しています。

No.	意見等の要旨	県の見解
37	シロオビホオナガスズメバチが記載されているが、このハチは山岳性のハチで標高900～1,000m以上の高地に棲息する種であり、備中沢で見つかったということは、この地域の特殊性を証明するものである。再調査および追跡調査の必要性を指摘する。	調査結果を見直したところ、「シロオビホオナガスズメバチ」は「クロスズメバチ」の同定の誤りでしたので訂正します。 なお、この訂正により予測・評価に変更が生じることはありません。
38	処分場予定地は、標高200m以下のいわゆる里山であるにもかかわらず、冷温帯林の指標種であるブナが発見されるなど、同程度の標高や森林規模と比較して注目されることがらいくつもあげられる。	直接改変区域の周辺を「里山保全ゾーン」として保全することとしています。
39	適地性アセスメントには、ブナの木など、少なからず見落としがある。	事業アセスメントにおいて、ブナの点在を確認しています。
40	適地性アセスメント終了後に、住民アセスでクチナガハバチ類が見つかり、学術的にも研究対象地として、重要性が増している。クチナガハバチが他所で見つかるようなことがあったとしても、県は備中沢を保全すべきである。	クチナガハバチ類については、生態系の注目種として評価しており、環境保全措置を行います。
41	ミヤマウラジロ、トケンラン、ハチクマなどに象徴されるような多様な生態系は、本当にごく一部にしか残っていない。人に見えている部分だけで、尤もらしい議論を展開する空虚さを認識して欲しい。	環境保全措置の検討にあたっては、回避・低減を基本にしながら、回避・低減が困難な場合は代償的措置を検討しており、代償的措置を行う場合は、モニタリングを実施することとしています。 貴重種やその生育・生息環境については、生態系として最大限配慮を行っています。
42	これほどの希少種たちが支えあって生きている環境であれば、将来にわたって膨大な新発見の可能性が眠っていることに気づくべきである。特定種の移植などに何の価値もない。彼らが支えあって生きている環境こそが宝である。	
43	生物を移植したり、他の場所にいるからといって、環境が保全できるという考え方は安易かつ楽観的で、間違いである。 また、個々の種について具体的な手法の記載がないので、どのような作業をしてどんな環境を作り出そうとしているのか、そして作り出した環境をどのように管理してゆくのか示して欲しい。 さらに、移植等を試みる場合や新たな環境を創出する場合は、失敗する確率が高く、それが成功したかどうかの判断基準を示すべきである。どのくらいモニタリングをして判断するのか。	環境保全措置の検討にあたっては、回避・低減を基本にしながら、回避・低減が困難な場合は代償的措置を検討しており、代償的措置を行う場合は、モニタリングを実施することとしています。 モニタリングの具体的な内容等については、今後専門家の意見を踏まえ計画していくとともに、結果について公表することとしています。 モニタリングの結果を踏まえて、必要に応じて、追加的な環境保全措置を検討します。
44	失敗することを想定した環境保全措置をするのであれば、環境の改変をもたらす行為は一切やってはならない。 このように大きなリスクを伴う措置を、軽々に記述して正当と評価する本評価書の姿勢は、きわめて問題である。 多数の種に関して「回避・低減が困難」であるならば、「本処分場計画は中止されるべきである」という評価がなされるのが当然である。	

No.	意見等の要旨	県の見解
45	植物の工事中の環境保全措置で「同様の環境を有する場所に移植する」と書いてあるが、同様の場所なのに生息していないということは同じ環境ではないのだと思われる。似ているけれど違うから棲息していないのである。また、同様であるということ来判断するのは、どのような見識をもった人なのかを問う。	環境保全措置の検討にあたっては、回避・低減を基本にしながら、回避・低減が困難な場合は代償的措置を検討しており、直接改変区域外で同種の植物が生息している場所に移植することや同様の環境を選び移植することが可能と考えています。 また、必要に応じてモニタリングを実施し、環境保全措置の見直し等を検討します。
46	環境保全措置について、動植物や生態系に関して、影響回避は不可能である。特に猛禽類については近隣に営巣が見られ、行動半径の広さや食性・生態などから、保全措置は無益であると思われる。	環境保全措置を講ずることにより、できるだけ影響を回避・低減していきたいと考えています。 猛禽類については、営巣期にモニタリング調査を行い、営巣に影響を及ぼすおそれのある地域で人間の活動が可能な限り見えない措置を講じるなど、必要に応じて工事の一時中断を含めた環境保全措置を実施します。
47	移植という保全措置について、その地域の一部の固体の移植は集団の遺伝の観点から遺伝情報の減少が考えられることに対する認識を問う。	同一地域内での移植と考えており、遺伝情報への影響は少ないと考えています。
48	アセスメントの調査、評価にあたって、研究者の少ない分野の調査、採集、同定はかなり困難がある。動植物の調査にはどの程度の専門知識を持った人が関わっているのか。	現況調査の経験が豊富なスタッフにより、動植物相の現況を把握するために適した時期、方法により調査を実施しました。
49	全体で何種類出ればアセスの調査としては及第点、などというような妥協の仕方をしているのではないか。ちなみに昆虫の中の“蚊”については一種類も同定されていないが、備中沢に蚊はいないのか。	環境影響評価は栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて適切に実施しています。なお、「力類」については「力の一種」として記載しています。
50	適地性アセスメントに比べて、ハバチ類の確認種数が大幅に増加している。これは、住民アセスメントで発表されたクチナガハバチ類を重点的に調査したためと思われるが、このように適任者がいない分野は調査がないがしろにされていることを示しているのではないか。 このような調査で自然が把握できるのか。	昆虫類については、特に、各分類群の専門家が調査・同定にあたれば、その種数は多くなる傾向にあります。 クチナガハバチ類については、住民の皆様からの情報をもとに重点的な調査を行ったものです。
51	改変区域外の貴重種には影響が無いと評価をしているが、改変区域外でもミヤマウラジロなどの着生植物などは周りの微気象の変化で生育環境が変わり生育できなくなる恐れがあるので、微気象を変化させないことを証明してほしい。	生育環境にほとんど変化はないことから、影響はないと判断しました。
52	事後の動植物調査が勘案されていないのは行政の思考が欠落しているのではないか。	動植物の事後調査についても専門家の意見を踏まえ計画していくとともに、結果について公表することとしています。

No.	意見等の要旨	県の見解
53	現地の河川環境は多雨時には冠水し、乾期には乾燥する環境であり、そのため現在の動植物などが生育している。しかし、護岸で固めることによりその環境は一変するのだから、現計画では環境への低減どころか破壊にしかならないが、その評価がなされていない。	付替河川においては、コンクリート護岸ではなく、多自然型河川として整備することとしており、現備中沢に近い環境を復元したいと考えています。

⑤景観

No.	意見等の要旨	県の見解
54	備中沢に橋を設置することにより里山景観が激変する。また、その影響が施設の使用・供用時と埋立完了から閉鎖までの2時期で変化がなしというのは適切でない。	埋立地北側の景観予測地点(No.7)では、橋梁等の構造物の設置により人工的な景観に変化するとしていますが、緑化や植栽、構造物の色や形状への配慮等の環境保全措置により、周辺景観との調和が図られていると評価します。 また、本地点からは、埋立地内部を眺望できないため、施設の使用・供用時と埋立完了から閉鎖までの期間の景観は、変化がないと予測しています。
55	沢の東西斜面が消失することで、備中沢を特徴づける地形・景観が破壊される。	付替河川の整備にあたっては、備中沢の環境をできるだけ再現するとともに、改変区域上下流の備中沢については、「水辺空間ゾーン」、「里山保全ゾーン」として保全します。
56	景観については、観光地である温泉街近隣から処分場が見える位置にあり、観光への影響は必至である。	馬頭温泉郷からは処分場の施設を見渡すことができないため、眺望に大きな変化はなく、影響はないと考えています。

⑥人と自然との触れ合い活動の場

No.	意見等の要旨	県の見解
57	触れ合い活動の場である霧ヶ岳山村文化体験村周辺地域では、工事期間中は、道路を迂回しなければならないことや近くで道路工事が行われることなどにより利用者への影響やイベントの開催への影響がある。 また、近くを廃棄物の搬入車両が走行することになるが、悪臭はないか。	現道の通行に影響が無いよう工事を計画するとともに、必要に応じて案内板を設置するなど、利用者への配慮をします。 また、廃棄物の運搬車両には覆いをし、できる限り周辺に悪臭がもれないようにします。

⑦温室効果ガス等

No.	意見等の要旨	県の見解
58	森林が伐採され温暖化ガス吸収機能が喪失するとともに、炭素固定機能が放棄されることは、京都議定書の目標達成アクションプランに逆行している。	工事に伴い伐採する樹木は、できる限り施設内で再利用することとし炭素現存量の減少に配慮します。 また、造成面は早期緑化を実施し、二酸化炭素の吸収源の復元に努めます。

⑧その他

No.	意見等の要旨	県の見解
59	最も近い周辺民家まではたった300メートルしか離れておらず、騒音、におい、有害物質の飛散により健康的な生活が奪われるのではないか。	周辺民家の方々に影響を及ぼさないよう、騒音については、低騒音・低振動型の建設機械の使用、粉じんについては、散水の徹底や強風時の埋立作業の中断、悪臭については、即日覆土による発生抑制などの対策を実施することとしています。

No.	意見等の要旨	県の見解
60	周辺住民、搬入道路、周辺観光地への影響はどのように考えているのか。	事業実施に伴い周辺の住民、道路及び観光地への影響については、関連する調査項目ごとに、予測、環境保全措置の検討及び評価を実施しています。いずれの項目も環境保全措置を講じることで環境影響の回避、低減が図られていると評価します。
61	処分場予定地は自然の豊かなところで、近くに民家もある。10年後、20年後、30年後に健康被害や環境への被害がおこることが心配である。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、適切に実施しています。すべての環境影響評価項目について、環境保全措置を講ずることにより環境影響の回避・低減が図られていると評価していますが、必要に応じてモニタリングを実施し、環境保全措置の見直し等を検討します。
62	最終処分場の設置という重大な環境変化が地元住民に及ぼす社会科学的環境影響に配慮がなされていない。那珂川町のほぼ中心に当たり、住民の健康に及ぼす影響もさることながら、農業、観光、商業、窯業、美術館などの産業及び人々の生活に及ぼす影響は甚大である。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて実施しているため、産業に対する影響等については評価していません。 なお、埋立開始後は、周辺環境への影響についてモニタリングを実施し、透明性の高い情報公開に努めてまいります。
63	水象、土壌、地盤、地形・地質、植物、動物、生態系などについて埋立終了後において影響を及ぼす恐れがないか。	水象、植物、動物及び生態系については、埋立完了後も影響を及ぼすおそれがある項目として選定していますが、いずれも環境影響の回避・低減は図られていると評価しています。 土壌、地盤及び地形・地質については、埋立完了後に影響を及ぼすおそれはないことから評価していません。
64	評価書（案）において、このような予測結果を導き出した根拠を詳細に説明していただきたい。	予測結果に至る流れについては、それぞれの項目毎に、予測内容、予測時期、予測地点、予測手法（予測式や予測条件を含む）を示し、できるだけ詳しく記載しています。
65	評価書についてデータが秘匿されている。	個人が特定される情報や動植物の貴重種等の位置が特定され盗掘などのおそれがあるデータについては、情報保護の観点から公表していません。
66	初めに建設ありきの辻褄合わせで公平性がない。通常の環境影響評価のように審議会の審議にかけべきである。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。
67	処分場の近隣には小学校、幼稚園もあり、子ども達への影響はまったくないといえるのか。	工事用車両及び搬入車両には安全運転を徹底させます。また、廃棄物の搬入は、登校時間を避けるように十分配慮します。さらに、交通事故対策、運転者教育等のマニュアルを整備し、運転手への教育を徹底することで事故防止に努めます。
68	県は、適地性アセスメントにおいて、他の地域と比較せず、強引に備中沢を「処分場の適地である」と結論づけたが、今回の資料からは、逆に備中沢は処分場として適地ではない、という結論が明白に導き出されるはずである。	事業による周辺環境への影響は、環境保全措置を講ずることにより回避・低減が図られると評価しており、処分場の設置が可能であると考えています。

No.	意見等の要旨	県の見解
69	処分場に反対の住民の多くは、処分場により自分たちの飲む水や空気が汚染されることを心配している。	遮水システムにより、埋立地からの浸出水が外部に流出しないことから、地下水水質に与える影響は低減されているものと評価します。 また、大気質については、作業に伴う粉じんや車両の走行に伴う排出ガスの影響は小さいと予測され、環境基準値等との整合が図られていると評価します。
70	沢の東西斜面が消失することは、八溝県立公園設定の主旨に離反している。	付替河川の整備にあたっては、備中沢の環境をできるだけ再現するとともに、改変区域上下流の備中沢については、「水辺空間ゾーン」、「里山保全ゾーン」として保全します。
71	あるゴミ処分場では、風によって毒が舞い、上流部でもダイオキシン類が観測されたと、講演会で聞いた。	万が一、強風により粉じんが飛散するとしても、備中沢周囲の尾根を超え人家の位置する地域まで飛散する可能性は低いと予測しています。 また、徹底した散水を実施する、強風時には埋立作業を中断する、即日覆土を実施するなどの飛散防止対策に努めてまいります。
72	廃棄物の焼却によって生成される数十万種類に及ぶ未知の物質が混入している廃棄物を、本当に適正に処理できるのか。また、どういった物質が混入しているかわからない処分場が、埋め立て終了後10年程度で管理期間も終了し、閉鎖できるのか。	馬頭最終処分場は、国の構造基準を上回る遮水システムを採用するとともに、埋立開始後は国が定める基準等に基づき適正に維持管理を行っていきます。
73	埋立地の通気管から、大量の有害ガスが発生し、地域周辺に拡散すると考えられる。 環境保全措置を講ずるといって、具体的に説明されたい。	事前審査や搬入管理を十分行うことで受入基準に適合しない廃棄物が混入することを防ぎます。 なお、有機物の分解により主にメタンガスや二酸化炭素が発生しますが、アンモニアや硫化水素の発生はわずかであることから、問題はないものと考えています。 また、埋立地が安定化するまでは発生ガスについて定期的にモニタリング調査を実施する計画であり、周辺に影響を及ぼすことがないように十分留意してまいります。
74	住民からのデータだけを一方的に引き出すのではなく、双方データの突合せることが重要である。	環境影響評価書（案）の縦覧を行って調査結果を公表するとともに、御意見をいただきました。
75	県の事業であるにもかかわらず、評価書（案）の縦覧や意見書の提出について、県の広報やホームページに情報がなく、周知が適切に行われていない。 また、縦覧期間と意見の提出期間が同じであるというのは行政の都合であり、住民無視である。環境影響評価条例に準じているといえるのか。	栃木県環境影響評価条例に準じて、環境影響評価の手続き等を行っています。 また、環境影響評価書（案）のあらましについては、縦覧開始後速やかに県のホームページに掲載しました。その中で、縦覧及び意見書の提出についてのお知らせを行っています。
76	正式に基本計画が策定されなければ事業アセスメントの評価はできない。同時に提出されることはおかしい。事業アセスメントの結果を活かした形で基本設計に入るべきである。	基本設計の検討と事業アセスメントの調査を同時期に実施することにより、アセスメントの結果を反映して、より環境に配慮した基本設計が策定できると考えます。

No.	意見等の要旨	県の見解
77	事業アセスメントの説明会が終了してから、縦覧を開始すべきある。	栃木県環境影響評価条例に準じ、縦覧期間内に説明会を実施しました。
78	県の事業であるのだから、少なくとも県民には公開すべきであり、説明会は地域住民に限定すべきではない。地元の人を優先するなら、その後、その他の県民にも同じ機会を与えるべきである。	今回の説明会は、建設地である那珂川町民の皆様に、馬頭最終処分場への理解を深めていただくため実施したものです。 県民の皆様にも十分ご理解が得られるよう、ホームページなどを活用し、それらの内容をお知らせしてまいりたいと考えています。
79	住民への説明が不十分であり、今回の(案)の段階で十分な説明・質疑応答がなされるよう要望する。また、町民説明会で納得いくまで説明を求めたい。	事業の節目、節目に説明会を開催するなど、町民の皆様にご説明させていただきたいと考えています。
80	平成16年度に『馬頭最終処分場に係る事業実施に伴う環境影響評価のための猛禽類調査』を説明会も開かず実施したことは、住民無視であり、手続き上も適正ではない。	平成16年度の猛禽類調査は、前年度に実施した適地性アセスメントの結果、営巣、繁殖等が確認されたことから、猛禽類への影響に最大限配慮するため、継続して調査を実施したものです。
81	備中沢を適地であると判断した県の適地性アセスメントには、契約に多くの疑問点がある。	適地性アセスメントの業務委託については、県の規則に基づき、適切に契約を行っています。
82	アセスメントの業者名は公表すべきである。	環境影響評価書に記載しました。
83	適地性アセスメントでは、備中沢の水を処分場の下を暗渠で通す計画であったことなど、想定した事業計画と大幅に変更した基本計画ができたのであるから、事業アセスメントを行う前提の適地アセスメントからやり直すべきである。	適地性アセスメントの結果、候補地は最終処分場の建設が可能であることを確認しました。 そのうえで、今回のアセスメントでは、基本設計に基づいて環境への影響の予測、環境保全措置の検討、評価を行ったものです。

①馬頭最終処分場建設事業について

No.	意見等の要旨	県の見解
1	抜本的な不法投棄対策を行うことなく、安易に新たな処分場を造ることは、公共事業のあり方としても問題である。	1 北沢地区の不法投棄問題 平成2年に、馬頭町(平成17年10月に合併し、現在は那珂川町)の北沢地区において、大量の廃棄物の不法投棄が確認されました。 その後、馬頭町において不法投棄問題の解決に向けて様々な検討が積み重ねられた結果、平成12年6月、町から県に対し不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の建設要請がなされました。 平成12年に県が実施した不法投棄物の詳細調査の結果では、不法投棄物と周辺の汚染土壌等を合わせて撤去が必要な量は約5.1万m³と推定されており、周辺環境への汚染の拡大を防止するため、これらを全量撤去する恒久対策が必要であると判断しています。 2 馬頭最終処分場建設事業の実施決定 県では、平成14年から15年にかけて、地元から候補地として挙げられた備中沢地区について、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の建設が可能かどうか判断するため、適地性判断のための環境影響評価を実施しました。 その結果、候補地は管理型最終処分場の建設が可能な場所であることを確認しました。 さらに、平成16年4月には、馬頭町から改めて、県営管理型最終処分場の建設要望がなされました。 県では、町からの二度にわたる要望や適地性判断のための環境影響評価の結果などを総合的に勘案し、平成16年5月、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。 3 廃棄物処理対策の推進 一方、県では、「栃木県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進、廃棄物の適正処理と処理施設の確保、廃棄物処理への信頼の確保と不法投棄の抑止を柱として廃棄物処理対策に取り組んでいます。 しかし、産業廃棄物については、県内に管理型最終処分場が設置されていないことから、管理型廃棄物の全量の最終処分を県外に依存しています。 このため、県では「栃木県廃棄物処理計画」において、県内で排出される廃棄物をできるだけ県内で処理できるよう、民間事業者による施設整備が極めて困難な状況にあることを踏まえ、県営最終処分場建設事業を推進することとしています。
2	処分場は必要としても、その前に、企業等へゴミを減らしていくよう十分に働きかけをしているのか。	
3	是非、初めに建設ありきではなく、もう一度考えてほしい。	
4	那珂川に近い水源の美人沢と言われた「備中沢」への巨大最終処分場計画は、根本的に大間違いである。	
5	計画地の周辺地域の住民が反対し、小学校や幼稚園に近く、豊かな自然を有する計画地は、処分場に不適格である。	
6	なぜ、産廃処分場が必要なのか。民家が近くにあるのに、なぜそこに建設する必要があるのか。	
7	自然豊かな所が那珂川町の長所であるが、処分場ができるとその長所が無くなり、移住してくる人や観光客も減る。また、子ども達は、出て行ったきり帰って来なくなる。	
8	町が作って欲しいと言ったからというのは、処分場建設の理由にはならない。県はどう考えているのか知りたい。県も、馬頭に処分場が必要だと思っているのか。	
9	最終処分場建設の必要性を否定するつもりはないが、設置場所の選定にはかなり問題があると思う。是非とも再考をお願いする。	
10	産業廃棄物最終処分場が何故備中沢に建設されねばならないかの根拠が甚だ希薄である。本県において産業廃棄物最終処分場建設が必要であるなら、その建設のための候補地を県内の複数の地域に求め、これらの候補地を自然科学的、社会的及び倫理的に比較検討し、最適である場所を選定し直す手続きが必要不可欠であると考え。	
11	環境省は、「不法投棄物の処理だけのために処分場を建設するというのは成り立たない」と指摘している。	

No.	意見等の要旨	県の見解
		4 馬頭最終処分場の早期完成に向けて 馬頭最終処分場建設事業は、北沢地区の不法投棄物を撤去するという長年の課題の解決策となるとともに、廃棄物の適正な処理施設の確保のため、極めて重要な事業です。 このため、県では、安全で安心できる最終処分場を早期に完成し、北沢地区の不法投棄物を一日も早く撤去できるよう、全力で取り組んでまいります。

⑨北沢の不法投棄物について

No.	意見等の要旨	県の見解
12	北沢の不法投棄物の撤去は、本来不法投棄した犯人及び土地所有者が責任を負うべき所を県が税金を投じて実施することは事実上の代執行である。県が負った損害の回収をどのように実施するのか説明していただきたい。	1 行政代執行について これまで、町や住民の皆さんから、行政代執行による北沢の不法投棄物の撤去について要望をいただいております。 行政代執行により不法投棄物の撤去を行う場合は、それに先立って廃棄物処理法に基づく措置命令を発する必要があります。 措置命令については、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、処分者等に対しその支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるとされています。 そして、行政代執行は、本来不法投棄物を撤去すべき者に代わって県が撤去し、その費用を撤去すべき者から徴収するものです。従って、費用を回収できない場合は、結果的に県が負担することとなります。残念なことですが、県内には北沢地区以外にも不法投棄されたままの場所が多数あることも考慮せざるを得ません。 なお、いわゆる産廃特措法により、行政代執行に対する財政支援制度が整備されましたが、不法投棄物の撤去は行政代執行によることには変わりなく、また、県の負担が無くなるわけではありません。 このように、行政代執行による不法投棄物撤去の検討にあたっては、汚染拡大などの緊急性や撤去に要する費用等を考慮する必要があり、また、措置命令を発しても不法投棄者が撤去費用を負担できる見込みがない場合、措置命令が実効性を欠くものとなります。
13	北沢の不法投棄物の汚染拡散防止対策は処分場建設に先行して実施されるべきである。なぜ産廃特措法を利用しないのか。	
14	町民が何度も要望したにもかかわらず、県は措置命令をかけていない。北沢地内の不法投棄物問題を解決するため、処分場を建設することは適正な判断ではない。	
15	県は北沢の不法投棄物は県外への持ち出しはできないとしているが、新聞によれば1都4県から運ばれた物であり、県外でも処理は可能である。他県の担当者の話によれば、持ってきたところへ戻すようにしているとのことである。	
16	北沢の不法投棄物の汚染調査は実施されており、有害物質も検出されているのだから、応急対策等を実施すべきであるが、住民の再三の要望に対し、雨水防止対策さえ実施していない。また、不法投棄者に対して原状回復措置命令を出しておらず、今からでも措置命令を出すべきと考える。不法投棄物撤去のための特別措置法の対象たり得る条件を満たしており、県が申請を行うべきである。県は、平成13年2月14日の新聞発表で、3つの対策を提示し、応急対策を実施するとしている。	
17	県は「町から処分場設置による北沢不法投棄物問題の解決の要請があったから」と説明しているが、町は「北沢の不法投棄問題を解決するためには、処分場しか方法がないと県が言っている」と繰り返し説明している。こうした矛盾は、是正する必要がある。	2 北沢地区の不法投棄物撤去に向けて 県では、二度にわたる不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の設置要望、さらには、本県における廃棄物の適正な処理施設の確保の必要性などを総合的に勘案し、県営の最終処分場を建設して北沢地区の不法投棄物を処理する方法が、実現可能な最善の方法と判断して、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。

No.	意見等の要旨	県の見解
		このため、県では、安全で安心できる最終処分場を早期に完成し、北沢地区の不法投棄物を一日も早く撤去できるよう、全力で取り組んでいきます。

⑩合意形成について

No.	意見等の要旨	県の見解
18	行政は、誠実にじっくりと熟考してもらいたい。また、計画は透明性をもってほしい。	最終処分場がいわゆる「迷惑施設」であり、地元から積極的に歓迎されない施設であることは十分認識しています。 しかし、馬頭最終処分場建設事業は、北沢地区の不法投棄物を撤去するという那珂川町における長年の課題の解決策となるとともに、循環型社会を支える廃棄物の適正な処理施設の確保のため、極めて重要な事業ですので、皆さんの御理解をいただきながら、着実に事業を推進していきたいと考えています。 また、那珂川町からの最終処分場設置要請にあたっては、地域住民の合意形成への特段の配慮について要望をいただいておりますので、県としてはこれを重く受け止め、町の御協力をいただきながら最大限地元の合意形成に努めていきたいと考えております。 そのためには、まず、最終処分場の「安全・安心」の確保について住民の皆さんに御理解をいただくことが何よりも重要だと考えています。 馬頭最終処分場では、多重安全システムの考え方を取り入れ、ハード面を多重安全構造とするだけでなく、ソフト面の安全対策を融合させ、また、最終処分場の設置、運営に伴うリスクをあらかじめ想定して総合的にリスク管理を行うことで、より安全で安心できる、そして信頼性の高い最終処分場の整備を目指しています。 県では、これまで、こうした処分場の安全対策や事業の進め方などについて、事業の節目、節目に説明会や意見交換会を開催したり、町民の皆さんを対象とする広報紙やホームページ、さらには町のケーブルテレビなどでお知らせしてきました。 また、基本計画や基本設計、環境影響評価書の策定につきましても、案の段階で説明会の開催や関係資料の縦覧を行い、皆さんからいただいた御意見等に対する県の見解をお示して、取りまとめにあたっています。 なお、説明会の開催や縦覧に当たりましては、2週間前には住民の皆さんにお知らせできるよう努めています。また、住民の皆さんには、御要望があれば説明会の開催など、できる限りの対応をさせていただくこととしております。
19	知事が節目ごとに来て説明すると述べていた約束はどうなったのか。 また、捨て得は許さないと発言しているが、馬頭の不法投棄だけ捨て得を許しているのはおかしい。	
20	馬頭最終処分場の基本方針について、現在までに県が行ってきた軌跡を見る限り、これらの文言は「お題目」、「ご挨拶」、「優等生の作文」に過ぎないと思えるので、実践で示してもらいたい。	
21	住民の質問、要望、意見書などに対し、誠実な回答をお願いしたい。	
22	説明会では、県は一方的な説明に終始し、対話が成立していない。こうした状況を作り出す根本的な原因は、県が処分場建設を大前提にしていることによるばかりではなく、処分場が安全な施設であるとする不可解な神話にしがみついているからである。	
23	県は、住民の声を黙殺するのではなく、処分場の危険性を認め、それを前提とした立場に立脚すべきである。	
24	処分場に係る事業説明会等について、関係住民への周知が遅いと何度も指摘しているが、説明会のたびに繰り返されている。改善すべきであると同時に住民軽視である。	
25	県は専門的な情報を踏まえて事業を実施する立場として我々公衆に対し責任ある判断をする責務がある。そして県は我々からのあらゆる疑問に答えなければならないと考える。	
26	自治会の反対決議や反対署名などにより、多くの住民が処分場に反対している。	
27	現在地権者をはじめ多くの地元住民が反対の表明をしている。その声を無視した強引なやりかたはすべきではない。	

No.	意見等の要旨	県の見解
28	補助金をやるから、処分場を作らせろというやり方を止めるべきである。	県としては、今後とも、事業の節目、節目に説明会を開催するほか、広報紙、ホームページなどを活用し、さらには町のケーブルテレビなどにより、積極的に情報提供を行うとともに、情報公開についても適切に対応していくことにより、できるだけ多くの住民の皆さんに、より一層の御理解・御協力をいただけるよう努めていきます。

④ 搬入道路の見直し要望について

No.	意見等の要旨	県の見解
29	この意見書は、那珂川町小口の〇〇地区住民一同として提出する。 ①搬入道路に対する住民一同の思い 搬入道路ができる事で、生活環境が破壊されるだけではなく、中間処理施設など他の施設を誘導するなど孫子の代まで影響が残る事に危機感を感じている。今回の設計案の見直しを改めて要望する。同様に地権者も反対しているので、地権者の人権を守る為にも、住民が合意しない限り絶対に用地測量や用地取得の個別交渉を行わないようお願いしたい。 ②地域住民の合意について(その1) 旧馬頭町が設置要請をした際に、併せて要望した「地域住民の合意形成」を求めているが、事業者の県にとって「地域住民の合意」の定義は何か。町民全体の合意か。搬入道路や処分場の近隣住民の合意か。道路や処分場を建設するのに必要な土地の地権者の合意か。那珂川町町議会議員の合意か。 ③地域住民の合意について(その2) 搬入道路に関して「地域住民の合意形成」ができるまで、この「馬頭最終処分場基本設計書(案)」の(案)を取り外さないで欲しい。県は町が要請したから押し進めているが、併せて町が要望した「地域住民の合意形成」を無視して計画を進める事は、行政として町民の人権を軽視した前近代的な行為であると考える。 (注)④から⑨までは、あくまでも搬入路ができたと仮定した場合の考えられる悪い影響による最悪のシナリオを想定した質問である。 ④搬入車両の通行制限 これまでの説明会で「和見～梅平間の搬入道路について、和見と小口の生活環境を考慮して、搬入車両が片方の地域に集中しない様に、処分場を往復しないように反対方向へ抜けさせる」と説明していたが、車両を確実に往復させないようにする方法を具体的に教えて欲しい。例えば、搬入道路の両端に有料道路のようなゲートを設けると言う事なのか。	1 地区の皆さんとの話し合いの経過について 地区の皆さんからの御要望を受けて、平成18年2月18日に開催しました説明会において、「地区住民一同」名で「最終処分場の搬入道路の見直しに関する要望書」をいただきました。 県としては、実施中であった測量等の作業を一時中断したうえで、これまで、住民の皆さんと話し合いの場を持たせていただき、県の考え方を説明させていただきました。その概要は、次のとおりです。 (1)基本計画における搬入道路の位置付けについて 平成17年3月に策定しました馬頭最終処分場基本計画において、搬入道路については、北沢不法投棄物と廃棄物の搬入道路及び工事用道路として、計画地の東西に位置する二つの県道を処分場の主要施設を経由して連絡する道路として計画したものです。 搬入道路のルート選定に当たりましては、 ①できる限り生活環境、自然環境に配慮すること ②動線計画に問題がないこと ③地域ネットワーク道路として利用できること ④できる限り既存の道路を利用すること を基本方針として、現地の地形等を考慮するなど総合的な視点から検討を加えるとともに、町とも協議を重ねた結果、町道小倉・梅平線等を基本とするルートを選定いたしました。 (2)搬入道路についての懸念について 地区の皆様が懸念されております事項については、次の考え方を基本として事業を進めてまいります。 ①交通量が増える事で交通事故が起こる可能性 搬入道路については、基本的に現道を拡幅し、車道2車線及び歩道を設置する道路構成とします。また、横断歩道や標識など適切な交通安全施設を設置するなど交通安全の確保に努めてまいります。さらに、運搬車両の運行につきましても、交通安全マニュアル等を作成し、運転者に対し安全教育を徹底するなど、交通安全対策に万全を期してまいります。

No.	意見等の要旨	県の見解
	⑤第2第3の県営処分場について 2006年2月24日の小口地区対象説明会において「備中沢周辺に第2第3の県営処分場をつくる事は考えていない」と明言したが、それは公式文書として記録されているのか。指導要綱では「既に設置されている最終処分場から1km以内に最終処分場は設置しない」と書いてあるが、「閉鎖された最終処分場は除く」と書かれているので不安である。 他の最終処分場で、当初の計画よりも拡張している事例が多いので、馬頭も同じ事になると予想され地元住民として不安である。閉鎖された20～30年後に効力があるとは考えられない。また、もしも今後、町から要望があった場合は、その約束を撤回し、第2第3の県営処分場をつくる可能性もあるのか。 ⑥民間の処理施設について 搬入道路ができただけの場合、備中沢に民間の処分場や、中間処理場などができる事を懸念している住民もいるが、現在計画している県営処分場以外、民間処理施設を一切作らせないと確約することはできるのか。またそれには、法的な根拠はあるのか。 ⑦健康被害について 住民に対する回答書の中で、「未知の障害が発生した場合は、誠実に対応してまいります。」とある。搬入道路や処分場の影響で、周辺地域でガンその他の疾病など健康障害が多発した場合、どの様に因果関係を立証すればよいのか。また、その申請に対し県はどの様に対応するのか。「あるゴミ処分場」訴訟の事例では、住民が健康被害(ガン死が全国平均の4倍以上)を受けても裁判に敗訴しているのでとても心配である。素人が立証するのはかなり難しく、仮にそれができたとしても、過去の全国各地で起きている同種の訴訟案件を見ていると、行政側が因果関係を認める事はまずない。できないことに対して、その場しのぎの安易な約束はしないで欲しい。「誠実に対応・・・」などと曖昧な表現で済ませようとする姑息なやり方をせず、発生することを前提としたリスク管理マニュアルに基づき、具体的な対応策を約束し、実行することが行政責任を果たすことである。 ⑧イノシシなどによる被害について 処分場や搬入道路ができる事で、備中沢周辺のイノシシやハクビシンなどの生活環境や移動範囲が大幅に変わり、里におりる機会が増え、農作物被害が増える事を懸念している住民も多数いる。そのような可能性について、どの様に考えているのか。もしも処分場や搬入道路が完成し、イノシシなどの獣害が急増した場合、住民としてどのように因果関係を立証すればよいのか。また、その申請に対し、県はどの様に対応するのか。	②交通量が増える事で発生する騒音、振動、排気ガスによる大気汚染 運行時間、運行台数の制限及び適切な走行速度による運行の実施など、適正な交通管理を行います。また、運搬車両についても低公害車等の導入推進を図るなど、適切な管理運営を徹底します。 ③積載した廃棄物から飛散する粉塵による健康被害と農作物への被害 運搬車両には、必ず荷台にシートをかけるなどの対策を実施し、廃棄物が飛散しないようにします。さらに、焼却灰などの飛散しやすい廃棄物については、あらかじめ廃棄物を加湿、セメント固化したうえで運搬することとします。 ④大型道路建設と交通量が増える事による里山的風景の破壊 搬入道路は、地域の環境や原風景等に最大限配慮した道路とします。 ⑤環境の悪化による住民の流出 搬入道路については、上記のとおり周辺環境にできる限り配慮してまいります。 ⑥経験した事がないために予測不能な未知の障害 現時点において予測可能な事態は、防止策を講じるとともに、万々が一障害が発生した場合は、誠実に対応します。 (3)北沢地区の応急対策について 北沢の不法投棄現場における汚染拡散の兆候を把握するため、県ではモニタリング調査を実施し監視を続けております。モニタリング調査により汚染拡散の兆候が認められた際は、下流に影響が及ぶ前に、より速やかに応急対策が講じられるよう事前調査に向けた検討を進めてまいります。 2 基本設計案の取りまとめについて 8月27日の話し合いの際には、まず、県から、地区の皆さんに、搬入道路については、それまで説明させていただいてきたとおり、現在お示ししているルートが最適だと考えていることから、一時中断していた搬入道路の測量等について、近々再開させていただくこと、搬入道路を含めた基本設計の案を取りまとめることについて説明をさせていただきました。また、地区の皆さんと、引き続き話し合いの場を持ちたいという考えもお伝えさせていただきました。

No.	意見等の要旨	県の見解
	⑨搬入道路としての県道について 搬入路に対しては、交通安全対策、通行時間制限、各種の影響に対する対策等を行うと聞いているが、それは新設する搬入道路の区間だけなのか。それとも県道(小砂・小口線と那須・黒羽・茂木線)部分も含めて行うのか。県道を含める場合、県道部分に対する対策はどの地域まで行うのか。すべて具体的に明示して欲しい。 ⑩住民への情報公開について 処分場の計画や経緯の公表について、これまでの方法(説明会、広報、CTB等)だけでなく、住民がいつでもどんな情報でも知る事ができるように積極的に情報公開して欲しい。県や町が作成し全戸に配布した資料だけでなく、検討過程の資料や、異議を唱えた地域住民の要望書や県による回答書、各地での説明会のビデオテープや録音テープなど、馬頭最終処分場に関わる資料を包み隠さずに情報公開して欲しい。 例えば、那珂川町役場の入り口(処分場の模型や遮水シートの展示してある場所)や、図書館など住民が気軽に立ち寄れる場所が望ましい。そのような住民の立場に立った情報公開が行なわれなかった為に、地区では搬入道路に関して町や県と認識の相違が生じ、容認できない状況になったと考える。上記のような意見に対して、具体的にどのような事を行なうつもりがあるのかご回答願う。 ⑪協定作りについて 今後、計画が進んだ場合、搬入道路の通行時間や環境対策など、地元住民と協定を結ぶ必要があると思うが、協定を作るのはいつごろか。また、協定作りに参加する住民はどの様に決定されるのか。 ⑫住民監視システムについて 本設計(案)では、住民監視システムと称して、「処分場の適正な管理運営を行なうための組織をつくる。」とあるが、その組織に含まれる住民とは、どの様に選出されるのか。立候補形式で町や県による審査か。立候補形式で抽選か。全町民を対象とした無作為選出か。町や県による指名か。 ⑬浸出水処理について 浸出水は「飲料水レベルまで浄化」と書かれているが、それは永久に保障され、小口川および那珂川への影響は永久に無いと言えるのか。保障されない場合、いつから浄化が停止されるのか。その場合の排出水は環境基準で定められた水質よりもきれいになるのか。 ⑭搬入道路選定の合理的根拠について 「搬入道路が地区を通る合理的な根拠」を示して欲しいと県に何度も求めて来たが、未だに具体的な説明をいただいている。ない。	一方、その際に、地区の皆さんから、「県からの回答に対する評価と要望」をいただきましたが、これに対しては、文書により改めて、県としては、現在お示ししているルートが最適かつ最も合理的な搬入道路計画であること、心配されている搬入道路により予想されるマイナス影響については、県として引き続き十分対策を検討していくこと、引き続き話し合いの場を設けることなど県の考え方をお答えし、併せて、北沢地区の不法投棄物をできるだけ早期に撤去できるよう、事業を計画的かつ着実に進めていくため、一時中断していた測量等を再開するとともに、関係者の方々に事業や用地に関して御説明することや御協力をお願いしていくことを地区の皆さんにお知らせいたしました。 そのうえで、先般、基本設計の案を取りまとめてお示しさせていただき、説明会を開催するとともに、関係資料を縦覧し御意見をいただいたものです。 3 地区の皆さんが懸念されている事項について 搬入道路の影響について、地区の皆さんが御心配をされていることは、十分認識しております。 県としては、最終処分場がいわゆる「迷惑施設」であり、地元から積極的には歓迎されない施設であることは十分承知しており、最終処分場の建設について地元の皆さんの御理解をいただくためには、まず何よりも処分場の「安全・安心」を確保することが肝心だと考えています。 このため、馬頭最終処分場では、多重安全システムの考え方を取り入れ、多層の遮水構造、高度な処理工程を含む水処理システム、さらには処分場の運営状況などを住民参加により監視していただく制度の導入など、ハード・ソフトの両面からの安全対策を講じ、より安全で安心な最終処分場を整備することとしています。 また、搬入道路についても、搬入車両や工事用車両の走行に配慮した安全設計とすることはもちろんのこと、地元の生活道路でもあることを考慮して、歩道などの交通安全施設を整備するなど、歩行者の交通安全に最大限配慮したいと考えています。 しかしながら、最終処分場の建設や運営管理、搬入道路の運行管理などの詳細については、基本計画や基本設計の段階で、すべてを具体的に決定できるわけではありません。このため、今後、処分場や搬入道路の整備や供用までに検討していくこととなる事項につきましては、町や住民の皆さんの御意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

No.	意見等の要旨	県の見解
	これまでの地区との話し合いでは、「地区への道路選定の根拠」に関する説明を地区住民が納得していないことに対して、「平行線」「説明したがわかっていただけない」「堂々めぐり」等の発言が県側からあったが、県からのこれまでの書面や口頭での回答からは「この地区でなければならない」理由は見当たらず、どこに作ったとしても当てはまる「道路を作る場合に配慮する事項」が中心で、当然、地区として納得のできる回答ではない。また、8月27日付けで提出した地区への道路選定の根拠に関する質問事項について、未だ具体的な回答がない。つまり、「平行線」「説明したがわかっていただけない」「堂々めぐり」と発言される理由を作っているのは、私たちではなく県側にあると考える。 また、ただか「道路をそこに選定した合理的な理由」を知りたいだけなのに、これだけお互いの労力をかけたにもかかわらず、それが公開されないという事は、基本設計書15ページの「多重安全システム⑥住民監視システム」に謳われている「行政による情報公開」と言う言葉に反し、もし処分場ができたとしても、何か疑問に思ったり事業者側で不祥事が発生しても、都合の悪いことは覆い隠されてしまうのではないかという言う不安すら感じる。 9月15日付けで県から地区の世帯主に送付された書類には、「ルート選定の過程では、複数案について比較検討するとともに、那珂川町とも十分協議したうえで基本計画として決定した。」とあった。 ①具体的に、複数案の内容と比較検討した過程と結果を公開して欲しい。 ②那珂川町と協議した日時、協議内容と協議結果がわかる議事録や確認書等を公開して欲しい。 ③上記が公開できない場合は、公開できない理由を回答して欲しい。 上記の書類に書かれている「総合的な視点から検討した」、「十分協議した」、「県としては、現在お示ししているルートが最適かつ最も合理的な搬入道路計画であると考えております。」という抽象的な姿勢だけでは、納得できるはずも無い事は、地域住民ならずともわかる事かと思う。 本当に地域住民と合意形成する姿勢があるのであれば、こちらの質問や要望をはぐらかさずに、具体的な回答をして欲しい。今後も、こちらが求めている質問に対する説明をお待ちしているのでよろしく願いたい。	4 事業への御理解・御協力をいただくために 事業を進めていくためには、住民の皆さんの御理解・御協力が不可欠です。 このため、県としては、最終処分場及び搬入道路の整備について、できるだけ多くの住民の皆さんに御理解・御協力をいただけるよう、誠意をもって話し合いを続けていくとともに、情報提供についてもできる限りの取組を行ってまいります。